

神奈川県が国に対し、いわゆる子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の副反応認定者に対する医療支援を行うよう働きかけることを求める意見書

平成25年3月の予防接種法改正により、4月より定期接種となったいわゆる子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）は、接種後の副反応による健康障害がみられ、社会問題化してきた。厚生労働省は、その後同年6月から当該予防接種を「積極的に勧奨しない」としたが、健康障害にあわれた方々への補償は遅々として行われていない。

横浜市は、当該予防ワクチンを接種した後、原因不明の症状を有し、日常生活に支障が生じている方への独自の医療支援を始めた。神奈川県内に住みながら、当該ワクチン副反応認定者の救済に地域格差が生じることは望ましいことではない。県内に住む当該ワクチンの副反応認定者及びその家族は、現在まで多大な苦しみと経済的な負担を強いられている。そこで、神奈川県におかれては、ワクチンを接種した後に原因不明の症状があらわれた副反応認定者に対して、「国が早急に医療支援を実施すること」を働きかけるよう強く求める。

記

神奈川県として、HPVワクチン接種後の副反応認定者の方々に対し、国が医療支援を実施するよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

平塚市議会